GHG **排出権解説（7）**

バリデーションの概要

１．１　マラケシュで規定した CDM におけるバリデーションの概要

バリデーションは、「有効化確認」、「有効化審査」、「妥当性確認」、「妥当性評価」、「適格性審査」等と訳されているが、ＣＤＭに於ける業務内容は、マラケシュ・アコードの中の Decision 17/CP.7　G. Validation and registration に次のように定義し規定している。以下を読まれる場合、誤解を回避するために、翻訳文のみならず英文本文をも対比して読まれる事をお奨めする。

本「解説」では、バリデーションの定義について述べている項目と、バリデーションに最も重要な「バリデーション要求事項」の項目について抜粋する。

G. バリデーションと登録

35. バリデーションとは、この Decision17/CP.7 の附属書Ｂに概説されているプロジェクト設計図書（PDD）をベースとして、Decision17/CP.7 の CDM の要求事項や、その附属書（Annex)、関連する COP/MPO の決定に照らして、信任された運営機関（DOE）がプロジェクト活動を第三者的に評価するプロセスである。

36. 登録とは、CDM 理事会がバリデーションを終了したプロジェクトを正式に CDM プロジェクト活動と認めることである。登録は当該プロジェクト活動に関する検証、認証、CER 発行の為の必要条件である。

ここではバリデーションの定義について簡潔に述べている。バリデーションの対象となる PDD の内容については Decision17/CP.7 の付属書Ｂに概説されているが、この様式については適宜パブリックコメントを反映しながら、CDM 理事会により変更されている。従ってプロジェクト参加者は、最新版の様式を使用してバリデーションに供さねばならない。ここで注意する必要があるのは、バリデーションとは PDD の記載事項全てを評価するのではなく、CDM の要求事項やその関連事項が満たされているかを評価するものである。現地での審査が必要か否かについての記述はないが、一般的には行われる傾向にある。もちろん、本当に計画のみで現地は砂漠のど真ん中であれば、そこに審査に行く意味はないが、利害関係者との面談や社会・経済的情報の把握の目的では必要・不可欠と思われる。ここではバリデーションは DOE が行うと表現されているが、現状 CDM の初期段階では DOE は一社も存在しないが、他章で詳述しているように、事実上 AE(Applicant Entity) が行えることになっている。真の DOE は COP/MOP で信任される必要がある。

バリデーションが終了した後の手続きについては、第８回 CDM 理事会により Clarification が出ており、次のようになっている。

1. DOE が CDM 理事会で承認されたベースライン・モニタリング方法論を使用していることを確認した上で CDM－PDD 及びその関連図書をレビューし、それらが CDM37 項の要求事項を満たしている事をチェックする。
2. 40(b)項及び 40(c)項に従い、CDM－PDD を公開してパブリックコメントを召集する。
3. パブリックコメント受付を終了した後、当該プロジェクト活動に対するバリデーションの最終決定を行う。
4. DOE は、そのバリデーションに関する決定をプロジェクト参加者に通知しなくてはならない。
5. DOE は、申請されたプロジェクト活動が適格性を有していると決定した場合は、バリデーション・レポートという形で登録の要請書をＣDM理事会に提出しなければならない。この際の添付書類としては、PDD、ホスト国の承認書、受領したコメントに如何に対応したかの説明書を含むこと。登録申請書を提出する前に、DOE は 40(a)項に規定する、当該プロジェクト活動がホスト締約国の持続可能な開発の達成に寄与し自発的なものであることの当該ホスト国 DNA(designated national authority)による承認書を受領していなければならない。
6. バリデーション報告書は登録申請と同時にパブリックコメントにかけられる事になる。

この後ベリフィケーションを担当する DOE が第一に確認すべきことは、この登録がされているか否かである。

37. プロジェクト活動に対するバリデーションを行う為、プロジェクト参加者により選ばれて契約を成した信任された運営機関（ＤＯＥ）は、次の要求事項が満たされていることを確認するため、プロジェクト設計図書（ＰＤＤ）及びその関連図書をレビューしなければならない。

（ａ） 上記２８項から３０項に示したＣDM参加要件が満たされる事

（ｂ） 現地の利害関係者のコメントが招請・収集され、適切にまとめられてＤＯＥに示され、受領した個々のコメントに対して如何に考慮・対応したかについてのＤＯＥへの報告を受領している事

（ｃ） プロジェクト参加者が、当該国国境内外を含めてプロジェクト活動による環境影響に関する分析を行い、その文書をＤＯＥに提出しており、プロジェクト参加者やホスト締約国によりその環境影響が有意と考えられる場合は、当該ホスト国で要求される手順に従って環境影響評価が行なわれている事

（ｄ） プロジェクト活動は、この後の 43 項から 52 項に従って、提案されるプロジェクト活動がなかった場合に起こり得る排出源毎の人為的温室効果ガス排出量の削減に寄与することが期待出来る事

（ｅ） ベースライン及びモニタリング方法論は以下の要件に従っている事

(i)　以前に理事会により承認された方法論、又は

(ii)　下記38項に示される通り、新しい方法論を確立する為の手法及び手順

（ｆ） モニタリング、検証及び報告書に関する規定・条件については、この Decision 17/CP.7 やその付属書、ＣＯＰ/MOＰの決定に従っている事

（ｇ）プロジェクト活動は、この Decision 17/CP.7 及びその付属書やＣＯＰ/MOＰの決定に於ける、ＣＤＭプロジェクト活動に対するその他全ての要求事項に従っている事

この 37 項はバリデーションでは一番重要な項目である。一般的に Validation requirements(バリデーションの要求事項)とはこの項の内容を指す。

(a)の参加要件とは、当該プロジェクトが任意参加であること、参加締約国が DNA を決めており、その承認レターが入手できること、ホスト国が京都議定書を批准していることである。この「批准」の形態は、当該国の法律により批准(ratification)だけではないので注意を要する。

(b)の利害関係者のコメントの収集であるが、バリデーションが終了し、CDM 理事会への登録も終了し、ベリフィケーションのステージになって当該プロジェクトが無効となるケースで一番あり得るのは、この利害関係者との協議やコメント収集がいい加減で、後から深刻な問題が生じた場合である。その場合ベリフィケーションを担当した DOE は、もし発行済み CER が既にあるとすると、その相当分を賠償しなければならないことがあり得る。この場合は当該 DOE のみならず、プロジェクト参加者も甚大な損害を蒙ることになるので、DOE の選定に際して DOE の力量の評価も非常に重要である。コメント収集が義務付けられているステージは CDM の場合多数あるので細心の注意が必要である。しかし、そうであっても全てのコメントに対応する必要はなく、その中で有意のもののみに対応する事になる。利害関係者の中には、CDM のルールを知らない人も存在し得るからである。

(c)EIA(environmental impact assessment 環境影響評価)はここでは、「プロジェクト参加者やホスト締約国によりその環境影響が有意と考えられる場合」実施するとなっているが、上記の利害関係者のコメントと関連してしっかり対応しておかなければ後日に禍根を残す結果となる。

(d)は、常識的な要求事項であるが、PDD の中で理路整然と期待される削減量が導き出されている事が必要である。

(e) のベースライン及びモニタリング方法論については、現在 CDM 理事会で承認されたものは少ないが、新方法論として方法論パネルで検討されているものは非常に多くなって来ている。この方法論の承認については、小規模 CDM とそうでない CDM では手続きが違うので注意が必要である。即ち、小規模 CDM の場合はトップダウン的に CDM 理事会が与えるものであり、普通の CDM は事業者がボトムアップ的に提案することが原則になっていることである。小規模の場合、指定の方法論がなければ事業者が CDM 理事会に提案は出来るが、普通の CDM のように所定のフォームで論理立てる必要はない。

１．２　ＣＤＭにおけるバリデーションの手順とその内容

バリデーションの手順と内容については、現在ほぼ完成の域に達している、Validation and Verification Manual (VVM) (http://www.ieta.org/VVM/VVM.htm)を参照されたい。これは、DOE 候補の一つである DNV 社が中心となり TUV Suddeutschland 社（DOE 候補）、KPMG 社（DOE 候補）らが加わって、世界銀行（PCF）及び IETA (International Emissions Trading Association) がまとめたものである。

バリデーションの手順と内容はおよそ次の通りである。

１．ドラフトPDDと見積りに必要な書類の送付。
ここには、当該プロジェクトのスコープに対応出来る DOE や AE の数社に対する見積り依頼がなされる。

２．見積書提出
見積りに際しては、DOE のバリデーションに必要な人員の人件費、交通費、宿泊費、必要日数が検討される。

３．バリデーションの正式依頼
プロジェクト参加者の予算、及び DOE の経験・信頼度等の要素を考慮した上で発注が決定され、DOE に正式に発注書を提出する。

４．DOEによるContract Review及び契約
提出された発注書に基づき、当該 DOE 内部の品質保証手順により契約に関する内部手続きを経て正式バリデーション契約書をプロジェクト参加者と締結

５．バリデーション・チーム編成
経験や技術的バックグラウンドを考慮し、主任バリデーター及びバリデーター、技術専門家等を選任すると共に、最終的に Validation Opinion を書く Technical Reviewer(呼び名は DOE で相違)を選任する。

６．ベースライン及びモニタリング方法論のチェック
この段階でのチェックは、without further analysis との事で、必要最小限網羅すべき事が記載されているかであり、コンサルティングとの誤解を招かない限度で行われる。

７．CDM理事会への方法論提出（新方法論が必要な場合）
これは承認方法論がない場合に行われるもので、CDM のルールではプロジェクト参加者ではなく、DOE が所定の様式を使用し CDM 理事会に提出することになっている。

８．PDD及び提出書類のレビュー
PDD 及び関連図書のレビューに際しては、CDM 参加要件、ベースライン及びモニタリング方法論の適用条件、追加性、持続可能な開発、環境影響評価、モニタリングの計画とデータ管理、ベリフィケーションの方法等に関して、その立証や具体的計画について書類審査が行われる。

９．利害関係者のコメント収集

このコメントは、パブリックコメントであり、３０日間 UNFCCC-CDM のサイトで PDD を公開する事になる。

１０．　技術的問題を含む調査

提出書類の書類審査だけでは判然としない事項に関して、記載事項に誤りがないか抜け落ちがないか、技術的問題点も含めて必要な調査を行う。

１１．　現地訪問を含む利害関係者のインタビュー

現地のプロジェクト・サイトの建設が未だ計画段階である場合を除き、現地工場やその隣接に拡充・新設する場合は、サイトを訪問し利害関係者と協議する。同時に社会・経済的影響についても、現地専門家の意見を聞き、問題点を抽出する。

１２．　ドラフト・バリデーション報告書の作成

Validation Protocol というタイトルで作成され、これにはチェックリスト（本コースのケーススタディーで使用）が含まれる。このチェックリストは元々マラケシュ・アコードの各条文をリストアップして審査のために改良したもので、VVM に付属している。しかしプロジェクト毎に適宜改良して使用する事が原則となっている。

１３．　CAR等の指摘事項の解決

前述の Validation Protocol で指摘された CL(Clarification Request)や CAR(Corrective Action Request)についてプロジェクト参加者が対応し、解決(close out)する。

１４．　最終バリデーション報告書及びValidation Opinionの作成

この様式も VVM に付属しており、Validation Opinion については様式及び盛り込むべき内容を統一する目的で例も添付している。

１５．　CDM理事会への登録申請

DNA からの承認書、PDD、ホスト国の承認書、受領したコメントに如何に対応したかの説明書等を含む関係書類一式を、DOE は登録の要請書を CDM 理事会に提出する。

（テクノファ「GHG（温室効果ガス）排出権事業推進者/ベリファイヤー養成5日間コース」テキストから部分を抜粋、要約。テクノファでは、温暖化・CDM 研究、GHG 排出量削減検証などの第一人者を講師に迎え、充実したテキスト、実践的なケーススタディによる前記セミナーを開催しています。）

以上